

第1分科会 指摘事項について

1 新規職員の計画的な採用について

本市職員は、旧県費負担を除く分野で定員適正化計画に基づき、平成17年から令和2年の15年間で約1300人の職員定数が削減され、正規職員の削減は限界に達している。政令市の類似都市平均と比べて人件費率は安定しているものの、正規職員が少ないことにより、不足するマンパワーを会計年度任用職員及び再任用職員で補って運営している様子が見える。職員定数が現状維持されれば、定年延長は新規採用の圧迫要因になりかねないと指摘する。

よって、年齢構成が偏在しないように計画的な新規職員の採用を実施すること。

2 国庫補助事業の有効活用による適切な事業費の確保について

広大な市域を抱える本市は、公共施設等総合管理計画の推進や道路・河川の整備など災害に強い都市づくりを推進していくことが求められている。一方、地方自治体における市債の発行は、主として建設事業費にしか使えないなど地方財政法第5条で厳しく制限されている中で、本市における市債残高の推移に見る通常債の減少と臨時財政対策債の増加及び構成比が逆転していることを指摘する。

よって、今後は国庫補助事業を有効に活用し、適切な事業費を確保すること。

3 借地解消・公有財産維持管理事業の一層の推進について

令和4年度までの借地解消における進捗率は75.5%であるが、借地解消事業に係る不用額が昨年度と同様に多額となっていること。また、普通財産における未活用地や維持管理費の削減が進んでいないことを指摘する。

よって、借地解消については、補正予算も含め精度の高い予算を計上し、不用額の削減に努めること。また、アセットマネジメント推進課は各区の区振興課と連携して、普通財産における未活用地の削減に努めること。

4 国庫補助事業の慎重な事業計画の策定について

平成30年度に交付された佐久間地区における3施設での木質バイオマス熱電供給設備の導入計画策定業務において、国庫支出金の返還が発生したことは、木質チップなどの燃料材の調査可能量の調査、燃料及び燃料調達方法の検討や対象施設のエネルギー需要調査、設備導入計画策定に際し十分な内容精査が欠如していたと指摘する。

よって、国庫補助事業を進めるに当たっては、事業内容の事前精査を慎重に行い、事業計画を策定すること。

5 放課後児童会の委託体制の確立について

令和6年度に市内全ての放課後児童会が委託化される予定であるが、令和4年度は69か所の民間への委託が実施され、保護者や地域からは肯定的な意見と不安な意見が数多く寄せられている。これらの意見に対応するためのアンケート調査やモニタリング機能と指導体制が不十分であり、確立されていないことを指摘する。

よって、アンケート調査とモニタリング調査により、委託化に伴う一定基準のサービスや支援員の待遇の確保等の指導体制を確立し、よりよい放課後児童会となるよう早急に取り組むこと。

6 はままつ未来議会をはじめとするユースカウンシル施策の推進について

学校を代表するリーダー的な中学2年生が参加する「はままつ未来議会」は、若い視点で本市の将来に向け、行政への新鮮な提案などが行われるすばらしい事業であるが、高校・大学世代も参加する「チャットやらまいか」などについては、「はままつ未来議会」参加経験者との関連性がない。

本来、行政参画意識の醸成は継続性が必要であり、当局も課題認識しているとおり、せっかく中学生世代で築いたつながりが活用されていない現状に課題があることを指摘する。

よって、若者の行政参画意識の醸成に寄与するユースカウンシル施策を一層推進すること。